

沿道家屋等からの落氷雪事故防止のためのお願い

毎年、冬になると、沿道家屋等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。

冬期間の通行を円滑にし、事故を無くすため、特に、次のこと 注意するようにお願いいたします。

- 落氷雪の発生が懸念されるような沿道家屋等については、**雪止めを設置**するようにしてください。
- 既に雪止めが設置されている場合でも、針金等の錆や老朽化等による破損が原因で落氷雪が発生することもあるため、**必ず点検をして**、破損等が発見された場合は**早急に修繕**を行ってください。

- ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、付着した**氷雪は早めに除去してください。**
- 落氷雪があった場合は、**直ちに負傷者がいないか確認**するとともに、歩行者等の通行の支障にならないように直ちに除去してください。



- 屋根の雪、氷、つららは、気温が急に上昇し、特にマイナス3度からプラス3度位になったときが落ちやすい状態となっています。落氷雪を未然に防止するため、早めに除雪するとともに、**除雪は必ず複数人で行い**、歩行者や付近で遊んでいる子供等に十分に注意してください。
- 雪や氷が落ちる恐れのある軒下などの**通行者には、十分注意を促す**ようにしてください。
- 交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの**落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さない**でください。

- 軒下を通行するときは、屋根からの**落氷雪に十分注意**してください。
- 軒下や道路では、絶対に**子供を遊ばせない**でください。

